

事業名	被災地支援事業						総務部	
							危機管理課	
5月補正額(千円)	内容 (千円)	旅費	需用費	委託料	使用料及び 賃借料	備品購入費		
145,000		32,116	60,520	23,452	4,200	24,712		

目的	被災地への職員派遣や被災地支援に用いた物資の補充、市民協働復興支援業務を実施することで被災者や被災地支援に寄与する。
内容	<p>1 職員派遣 32,116 千円 被災地への応援職員の派遣 派遣先：大船渡市 派遣職員：建築、土木、事務、ケースワーカー各2名（3ヶ月×3回）</p> <p>2 被災地支援物資の補充 85,232 千円 20大都市災害時相互応援協定等により被災地へ提供した支援物資の補充 提供物資：毛布、アルファ化米、飲料水、仮設トイレなど</p> <p>3 市民協働復興支援業務（緊急雇用創出事業） 23,452 千円（財源 県支出金 23,452 千円） 被災地の早期復旧・復興支援や被災者の心のケア等を緊急雇用創出事業を活用して実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地での復旧・復興作業の協力 ・被災地住民の心のケアの提供 ・被災地における生活必需品等の搬送 ・浜松への避難者の心のケアの提供 ・避難者同士の交流、コミュニティの機会の提供 ※ 新規雇用 7人 雇用期間 平成23年6月～11月</p> <p>4 人員輸送 4,200 千円 被災地への災害ボランティアの集団輸送等を行う</p>

事業名	津波対策事業						総務部	
							危機管理課	
5月補正額(千円)	内容 (千円)	委託料						
12,000		12,000						

目的	浜松市の津波対策の見直しを重点的に行い、津波による人的被害を最小限にすることを目的として、津波対策事業を行う。
背景	3月11日の東日本大震災では、死者・行方不明が24,759人(5月12日時点)に上る甚大な被害が発生した。その主な被害の要因は津波によるものであった。
内容	<p>1 浜松市津波対策調査検討等業務</p> <p>現在、実施中の津波避難対策基礎調査を受け、下記事項の検討を行い、結果を取りまとめて委員会検討資料を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災等の過去の津波被害の調査 ・津波避難施設の配置の検討 ・津波関連の防災計画の作成 <p>2 浜松市津波対策委員会</p> <p>(仮称)浜松市津波対策委員会を設置し、津波避難方法や津波避難施設の配置検討、津波関連の防災計画等について、津波、避難方法、地震学の専門家を交えて評価、検討を行い、今後の津波対策について提案を行う。</p> <p>委員構成：4名 開催時期：10月、1月、3月 計3回予定</p> <p><参考> 津波避難対策基礎調査</p> <p>ア 津波避難施設の基礎調査 既存の鉄筋コンクリート等の3階建以上の建物を津波避難施設候補として抽出(調査範囲：西区及び南区)</p> <p>イ 津波避難方法の検討 過去の津波被害における避難行動の文献などを基に、市民への情報伝達方法等を検討</p>

事業名	東日本大震災の被災企業への支援について						商工部	産業政策課
							"	企業立地推進課
							"	商業政策課
5月補正額(千円)	内容 (千円)	補助金	負担金					
84,500		72,026	12,474					

目的	東日本大震災の被災企業を支援するため、市制度融資を拡充するとともに、新たな支援制度を新設するもの。						
背景	3月11日に発生した東日本大震災により、本地域の産業においては、直接的な被害はまぬがれたものの、取引先の被災や、電力の供給不足、放射能被害の拡大等の影響により、製造ラインの停止や稼働率の低下、売上の減少等の間接的な被害が拡大している。						
内容	1 金融支援制度の新設・拡充 67,700千円 【新設】 災害対策資金(新規融資枠50億円) 27,982千円 東日本大震災により、直接、または間接被害(取引先が被災し部品調達が困難になるなど)を受けた中小企業者の資金調達を支援。 【拡充】 緊急経済対策特別資金(追加融資枠40億円) 27,725千円 東日本大震災により、売上減少等の影響を受けた中小企業者の資金調達を支援。 【新設】 企業立地支援災害対策特別資金(新規融資枠20億円) 11,993千円 東日本大震災の影響により、市内に移転または立地する中小企業者の資金調達を支援。 融 資 利 率 1.2%以内(いずれの資金も)						
	2 【新設】貸オフィス、貸工場等賃借料助成事業 16,800千円 東日本大震災により直接・間接被害を受け、市内にオフィス又は工場等に移転する事業者を支援。 補 助 額 貸オフィス、貸工場等の賃借料の2分の1相当額 (敷金、共益費、消費税などを除く) 補助限度額 貸オフィス 月額150万円 貸工場等 月額100万円 期 間 賃借契約期間の開始日の属する月から6ヶ月間						

事業名	子どものこころの診療所開設について				こども家庭部 子育て支援課		
					社会福祉部 障害福祉課		
5月補正額(千円)	内容 (千円)	委託料	工事請負費等				
68,500		38,500	30,000				

目的	近年増加する発達障害児の早期療育のため、診療体制を強化することにより、不登校や社会的不適応等の二次障害を防ぎ、子どもの健全育成を図るとともに、親の負担軽減を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、診療が必要な発達障がいのある子どもが増加している。 ・児童精神科医師及び専門医療機関の不足により、発達医療総合福祉センター（療育センター附属診療所）における初診待ちが2～3か月となる状態の慢性化。
内容	<p>1 施設概要</p> <p>(1) 施設名称 子どものこころの診療所</p> <p>(2) 場所 中区鴨江二丁目（旧夜間救急室）</p> <p>(3) 診療体制 精神科：3診療体制 小児科（平成24年度以降予定）</p> <p>(4) 開設日 平成23年9月頃（予定）</p> <p>(5) 施設運営 指定管理者（福）浜松市社会福祉事業団</p> <p>2 事業内容</p> <p>事業費 68,500千円</p> <p>(1) 改修工事費 30,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診察室等改修工事（診療室4室、相談室6室、事務室2室 等） ・トイレ改修工事（UDトイレの設置） ・その他（相談コーナー、待合室） <p>(2) 指定管理料 38,500千円</p>